

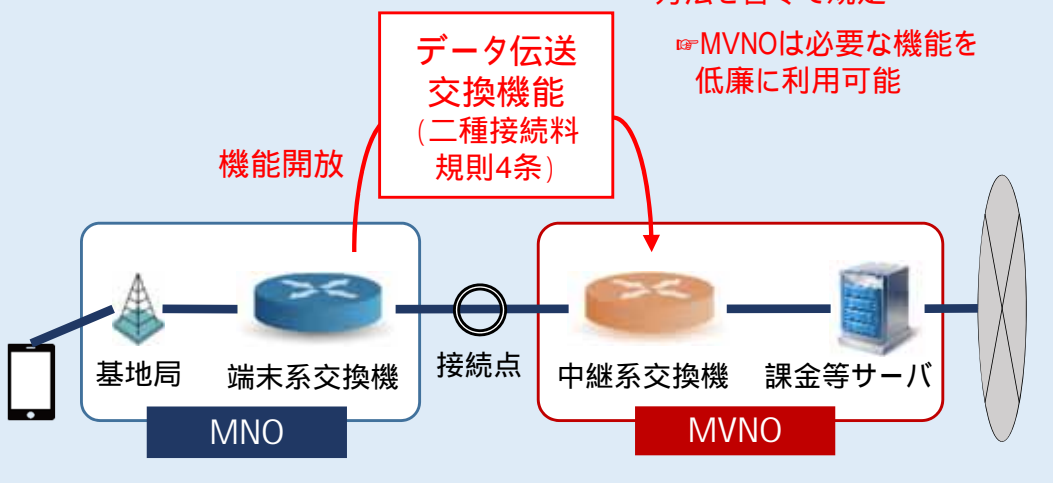
# ヒアリング確認事項 (5G(SA方式)時代におけるネットワーク提供に係る課題)

---

令和2年12月18日

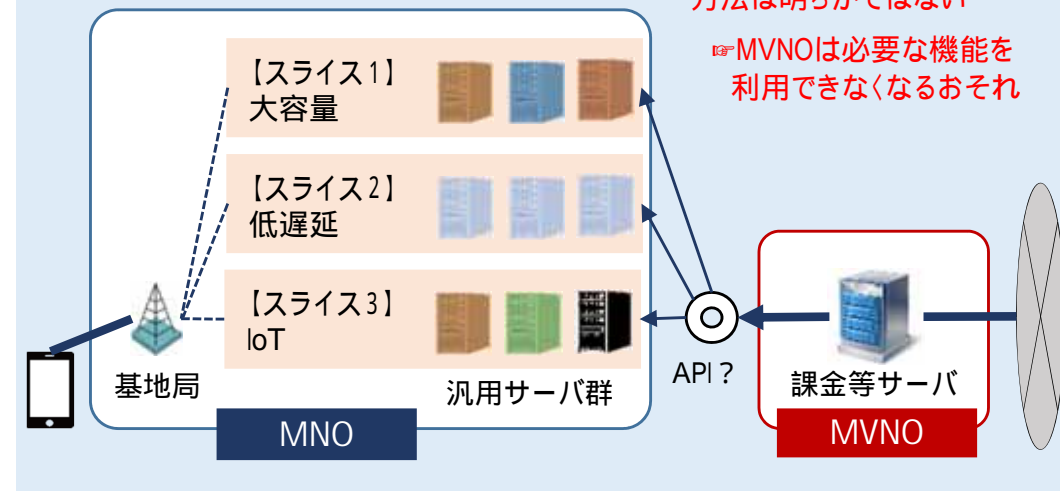
事 務 局

4G



MVNOに開放すべき機能が特定の設備によって規定されているため、機能の特定(アンバンドル化)や利用料金(接続料)等をルール化可能

5G



MNOはサービス・機能をスライシング等により仮想的に実現するため、MVNOが利用できる機能や料金を明確化し、ルール化する必要

## MVNOに対して確認すべき事項

1. MNOによる機能開放を受けて実現したい5G(SA方式)によるサービス(スライシング等)とその実現時期(見通しを含む)
2. 上記1.のサービスに関し、想定される機能開放の方法(L2接続、L3接続、卸役務提供等により行われるかを含む)
3. 上記2.の機能開放について、MNOとの協議状況及び実現に向けた今後の進め方
4. 上記1. ~ 3.を踏まえたルール化に向けた要望など5G(SA方式)による公正競争ルールについての意見